

申請の手引き

建築物の耐震改修の促進に関する法律

～第 17 条 建築物の耐震改修の計画の認定～

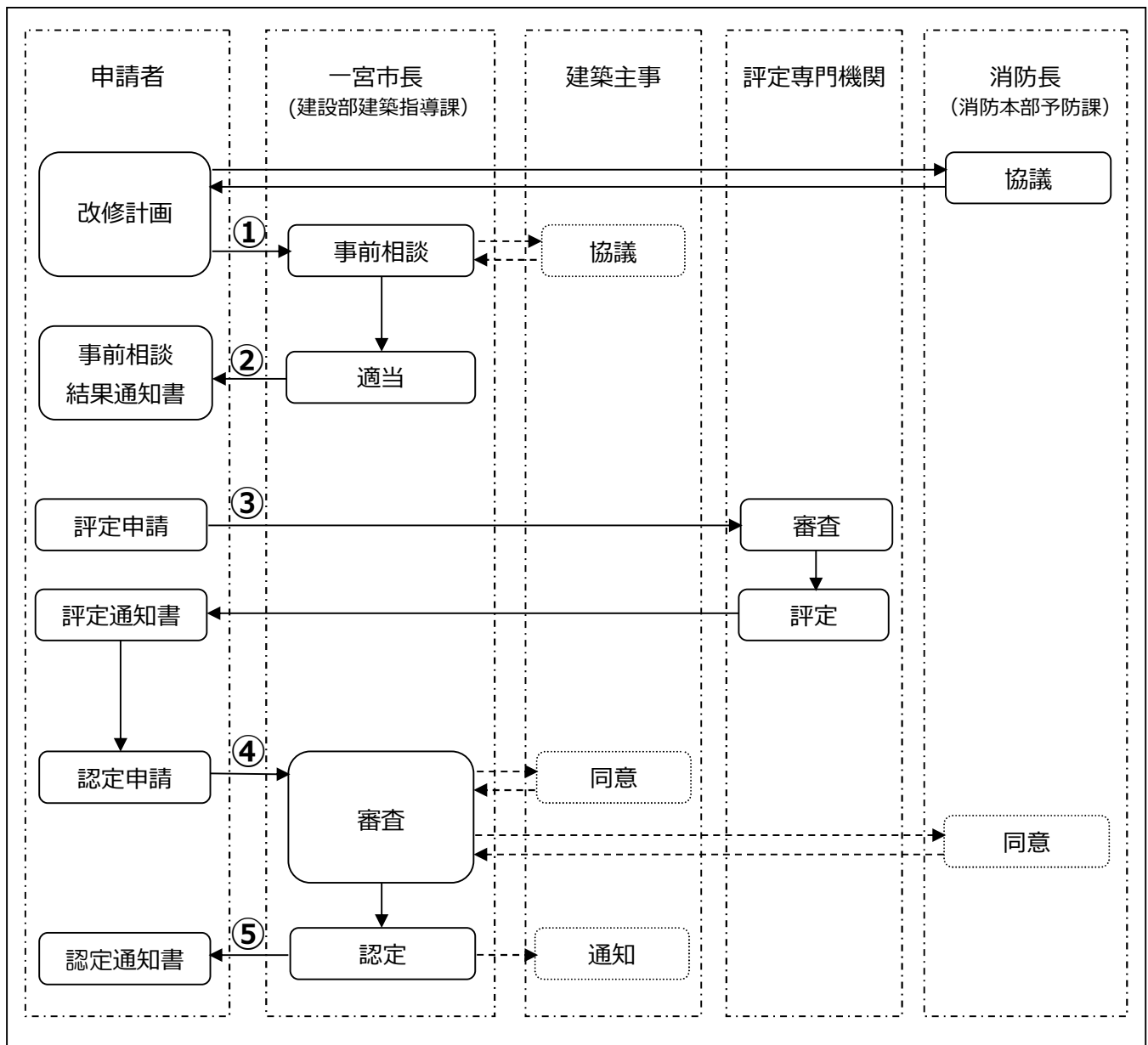
認定までの流れ	2
事前相談提出書類一覧表	4
認定申請提出書類一覧表	6
建築基準法の特例について	7

一宮市建設部建築指導課

■ 認定までの流れ

建築物の耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修計画について認定を申請することができる。当該計画が、耐震関係規定又はこれに準ずる基準に適合している等の要件（耐震改修促進法第 17 条第 3 項各号に掲げる基準）に該当するときは、一宮市長（所管行政庁）が認定を行う。

認定までの流れは下記のとおり。



① **事前相談**（申請者⇒一宮市長）

耐震改修計画認定事前相談書を提出

（添付図書については、事前相談提出書類一覧表を参照）

構造審査以外で、認定上の支障があるかどうかを審査する。（主には増築等の有無が審査の対象となる。）認定申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合、**建築基準法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける既存不適格建築物については、日影図を提出するものとする。**また、上記確認、通知を要する建築物については建築主事に事前相談を行う。その場合、建築基準法施行規則第1条の3による申請書類一式を認定申請時に必要である旨を申請者に伝える。なお、**消防との打ち合わせ議事録を添付するものとする。**

② **事前相談結果通知書の交付**（一宮市長⇒申請者）

改修計画が適当であると認めるときには、事前相談結果通知書に事前相談書の副本を添えて通知をする。

③ **専門機関による評定**（申請者⇔評定専門機関）

耐震改修計画内容について構造審査を行う。

④ **認定申請**（申請者⇒一宮市長）

耐震改修計画の認定申請

（添付図書については、認定申請提出書類一覧表を参照）

評定通知書の写しを添付する。また、**建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合は、建築主事と消防長の同意を要する。**

⑤ **認定通知書の交付**（一宮市長⇒申請者）

耐震改修計画の認定

法第17条第3項の規定に基づき耐震改修計画が基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をする。また法第17条第10項の規定に基づき、建築確認を必要とする改修工事については、計画の認定をもって確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、その旨を建築主事に通知する。

■ 事前相談提出書類一覧表

※正本・副本各1部、サイズはA4とする（表中⑦～⑮はその限りではない）。

図書の種類		明 示 す べ き 事 項
I	耐震改修計画認定事前相談書（様式第1）	
II	省令第28条に定める図書(①～⑮)	
①	第五号様式	(第二十八条第一項及び第二項関係) 認定申請書表紙 1.建築物及びその敷地に関する事項 2.建築物の耐震改修の事業の内容 3.建築物の耐震改修の事業に関する資金計画 4.建築物の耐震改修の事業の実施時期
②	第六号様式	(第二十八条第二項、第三十三条第二項第一号及び第三十七条第一項関係) 1.木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況
③	第七号様式	(第二十八条第三項関係) 1.認定の申請に係る建築物が建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けていることの証明 2.耐震改修の事業の内容が法第17条第3項第3号に掲げる基準に適合していることの証明
④	第八号様式	(第二十八条第四項関係)
⑤	第九号様式	(第二十八条第五項関係)
⑥	第十号様式	(第二十八条第六項関係)
⑦	付近見取図	(都市計画図 1/2,500) 方位、道路及び目標となる地物
⑧	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員及び種類
⑨	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置
⑩		工事の計画に係る壁又は柱若しくははり及び火災報知装置の位置
⑪	基礎伏図	縮尺並びに構造上主要な部分の材料の種別及び寸法
⑫	各階床伏図	
⑬	小屋伏図	
⑭	構造詳細図	
⑮		
III	申請建築物の外観写真	
IV	その他	その他、一宮市長が必要であると認めた図書（ 注意事項3 参照 ） ・耐震診断の概要説明 ・消防との打ち合わせ議事録

注 意 事 項

- 1.表中⑩及び⑮については、法第17条第3項第4号(耐火建築物に係る制限の緩和)の基準に適合するものとして、建築物の耐震改修計画の認定を申請する場合にのみ必要とする。
- 2.表中⑩内「火災報知装置」とは、省令第31条第2項に定める、工事の計画に係る壁又は柱若しくははりに係る火災の発生を有効に感知し、かつ、工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所に報知することができる装置とする。
- 3.これらの図書のほか、**表中Ⅳの一宮市長が必要であると認めた場合においては、建築基準法第35条の2の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については、同法施行規則第1条第1項の(に)項に掲げる図書(室内仕上げ表)を、建築基準法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については、同法施行規則第1条第1項の(へ)項に掲げる図書(日影図)を提出するものとする。また、消防との打ち合わせ議事録を添付するものとする。**
- 4.認定申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合、既存建築物が建築基準法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受けるもので既存不適格の物件は**建築審査会の同意**を得なければならない。

■ 認定申請提出書類一覧表

※正本・副本各1部、サイズはA4とする（表中⑦～⑮はその限りではない）。

図書の種類		明 示 す べ き 事 項
I	省令第28条に定める図書(①～⑮)	
①	第五号様式	(第二十八条第一項及び第二項関係) 認定申請書表紙 1.建築物及びその敷地に関する事項 2.建築物の耐震改修の事業の内容 3.建築物の耐震改修の事業に関する資金計画 4.建築物の耐震改修の事業の実施時期
②	第六号様式	(第二十八条第二項、第三十三条第二項第一号及び第三十七条第一項関係) 1.木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況
③	第七号様式	(第二十八条第三項関係) 1.認定の申請に係る建築物が建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けていることの証明 2.耐震改修の事業の内容が法第17条第3項第3号に掲げる基準に適合していることの証明
④	第八号様式	(第二十八条第四項関係)
⑤	第九号様式	(第二十八条第五項関係)
⑥	第十号様式	(第二十八条第六項関係)
⑦	付近見取図	(都市計画図 1/2,500) 方位、道路及び目標となる地物
⑧	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員及び種類
⑨	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置
⑩		工事の計画に係る壁又は柱若しくははり及び火災報知装置の位置
⑪	基礎伏図	縮尺並びに構造上主要な部分の材料の種別及び寸法
⑫	各階床伏図	
⑬	小屋伏図	
⑭	構造詳細図	
⑮		工事の計画に係る壁又は柱若しくははりの構造及び材料の種別
II	事前相談結果通知書(様式第2)の写し	
III	評定通知書の写し	
IV	その他	その他、一宮市長が必要であると認めた図書 ・耐震診断の概要説明

表中⑨～⑮については、原則評定申請に提出した図書(評定専門機関の印のあるもの)の写しとする。

■ 建築基準法の特例について

認定を受けた計画に係る建築物については、建築基準法の規定の緩和・特例措置がある。

● 既存不適格建築物の制限の緩和（第 17 条第 3 項第 3 号）

建築基準法第 3 条第 2 項の既存建築物について、耐震性向上のための増築、大規模の修繕又は大規模な模様替をしようとする場合には、建築基準法第 3 条第 3 項の規定に関わらず、工事後も同法第 3 条第 2 項の規定の適用がある。

● 耐火建築物に係る制限の緩和（法第 17 条第 3 項第 4 号）

耐震性の向上のために耐火建築物に壁を設けたり、柱の補強を行う結果、耐火建築物に係る規定に適合しないこととなる場合、一定の条件を満たすときは、当該規定は適用されない。

● 耐震改修に係る容積率及び建ぺい率の特例（法第 17 条第 3 項第 5 号・6 号）

耐震関係規定に係る既存不適格建築物について、耐震性を向上させるために増築を行なうことにより、当該建築物が容積率又は建ぺい率制限に適合しないこととなる場合、当該増築がやむを得ないものであり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該認定に係る建築物について容積率又は建ぺい率の規制は適用されない。

● 建築確認の手続きの特例（法第 17 条第 10 項）

建築確認を必要とする改修工事については、計画の認定をもって確認済証の交付があったものとみなされるため、建築基準法の手続きが簡素化される。

申請の手引き

建築物の耐震改修の促進に関する法律
～第 17 条 建築物の耐震改修の計画の認定～

編集・発行 平成 27 年 4 月

一宮市建設部建築指導課 建築安全推進グループ

〒491-8501

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 (本庁舎)

Tel 0586-28-8644 (ダイヤルイン)

Fax 0586-73-9215

E-mail kenshi@city.ichinomiya.lg.jp

URL <http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>
